

教授 松岡 勝実 (Katsumi Matsuoka)

研究シーズ

【法律・政治】 【防災】

専門

民法法学/災害・危機管理制度論

研究キーワード

営造物・工作物責任/消費者契約/防災まちづくり/
災害復興論/危機管理



研究テーマ

営造物・工作物責任における「瑕疵」概念の再構成と災害リスク管理

研究の概要

近年、地震・豪雨・津波など自然災害の激甚化が進み、公共施設や社会インフラの安全確保をめぐる法的責任が、地域社会の安全・安心に直結する課題となっている。国家賠償法2条および民法717条に定める営造物・工作物責任は、被害者救済のみならず、行政の安全管理義務を明確化し、社会的安全基準を形成する重要な法理である。しかし、中心概念である「瑕疵」や「通常有すべき安全性」の内容は依然として曖昧であり、とりわけ津波や洪水など外在的危険に対する行政の管理責任や予見可能性の範囲については、理論的にも実務的にも整理が十分でない。本研究は、営造物・工作物責任における瑕疵概念を、静的な「物の欠陥」から、動的な「危険管理体制の不備」へと再構成し、災害社会における公共責任のあり方を探求するものである。

責任パラダイムの転換：静的基準から動的システムへ

	従来のパラダイム	新たなパラダイム
瑕疵の中心概念	静的な「物の欠陥」 	動的な「危険管理体制の不備」
評価の対象	物理的な構造物の強度・状態 	人間の運用フロー・予見・警告システム
巨大災害への対応	構造物が破壊されれば「不可抗力」になりがち 	構造物が無事でも、避難・情報提供の失敗があれば「瑕疵」と認定
求められる「通常有すべき安全性」	設置時点のハードウェア基準 	状況変化に応じたソフトウェア的対応力

セールスポイント

社会的安全基準（セーフティ・スタンダード）の形成：単なる事後の被害者救済にとどまらず、適正な行政の安全管理義務を明確にすることで、社会全体における安全基準の形成に寄与します。これは、将来の防災計画やインフラ管理のあり方に法的な正当性を与える重要な基盤となります。

想定される用途・応用例・活用例

- 津波や豪雨などの外在的危険に対し、公共施設が備えるべき具体的な安全基準や管理体制のガイドライン作成に活用できます。
- 「予見可能性」の範囲を整理することで、自治体が策定する防災計画の妥当性や、インフラ整備の優先順位を判断する際の法的裏付けとなります。
- 静的な点検だけでなく、動的な「危険管理体制」を構築することで、より実効性の高い社会インフラの管理・運用につながります。